

広域行政圏施策の見直しについて

広域行政圏とは

- これまでの広域行政圏は、個性的で活力ある地域づくりを目指した計画の策定及び施策の実施を促進し、もって住民が誇りと愛着を持つことができる豊かで住みよい一体性のある地域社会の実現に寄与することを目的としたもの。
- 昭和44年度から広域市町村圏を、昭和52年度から大都市周辺地域広域行政圏を設定。
(圏域の設定者:各都道府県知事 平成11年度までは国と協議)
- 広域行政圏の振興整備を図るため、広域行政機構(地方自治法上の協議会、一部事務組合又は広域連合)を設置。圏域の将来図及びそれを実現するための施策を示した広域行政圏計画を策定し、公共施設の整備や公共的なソフト事業を実施。

広域行政圏の概要

- 広域市町村圏は、おおむね人口10万人以上で、日常社会生活圏を形成する地域を設定。
- 大都市周辺地域広域行政圏は、大都市と一体性を有する地域で、おおむね40万人程度の規模であるものを設定。

実施されている主な事務

- 広域市町村圏計画の策定並びに広域市町村計画に係る事業の執行及び連絡調整
- 広域観光、障害者や介護などの社会福祉施設の運営、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防・救急、職員研修 など

地域を取り巻く状況の変化

○ 社会経済情勢の変化

昭和40年代前半の高度経済成長時代（モータリゼーション、生活圏域の広域化）
→ 社会経済構造の変化、人口減少、少子高齢化の進行

○ 市町村合併に伴う圏域構成団体の減少

区 分	H11.10.1現在					H20.7.1現在				
	圏域数	総市町村数	平均市町村数	平均人口	平均面積	圏域数	総市町村数	平均市町村数	平均人口	平均面積
構成市町村数1～3	16	43	2.7	173,124	477.60	157	338	2.2	162,535	708.79
“ 4～6	106	545	5.1	182,494	640.75	120	581	4.8	281,829	907.41
“ 7～9	113	881	7.8	205,851	895.85	53	382	7.2	390,044	1,617.91
“ 10以上	129	1,674	13.0	368,753	1,443.67	29	401	13.8	631,460	1,921.27
合 計	364	3,143	8.6	255,343	997.32	359	1,702	4.7	258,031	1,007.34

○ 広域行政機構を有しない圏域の増加

59圏域については、広域行政機構を持たない。

（理由：合併により圏域全体が1市又は構成団体数が少数になった。共同処理事務の減少。）

今後の基本的な考え方

- 広域連携の必要性は認めたとうえで、これまでの広域行政圏施策については、当初の役割を終えたものとして平成21年度から廃止。
- 今後の広域連携については、これまでの取組実績や市町村合併の推進状況等、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議による取組が行われることが適当。その場合は、引き続き、地方自治法上の共同処理の諸方式を自主的に選択して活用。
- 新たな地域活性化の取組としての「定住自立圏構想」を推進。
- 今後、広域連携の取組みに対しては、新たな共同処理の仕組みが必要かどうか検討するとともに、地域の実情に応じた適切な地域づくりの推進方策について幅広く議論。